

①表面 年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表

控除計算表

給与所得者で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のみ記入してください。
該当する金額を控除しても収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。
①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。

※記入上の注意 :金額は円単位で記入してください。該当する金額がない項目は0円と記入してください。
:黒または青のボールペンでご記入ください。(鉛筆や摩擦で消えるタイプのボールペンは使用しないでください。)

① 所得証明書類の年間収入(年間所得)

最新の所得証明書類(または延滞期間に該当する年度の所得証明書類)に記載の金額を記入してください。
・給与収入のみの場合、給与収入額を記入 (収入) をかこみ金額を記入。
・給与以外の所得がある場合は、合計所得額(総所得額)を記入 (所得) をかこみ金額を記入。

① 収入 3,955,000 円
所得 3,955,000 円

② 奨学生本人の被扶養者にかかる控除

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください。

Table with 6 columns: 被扶養者の氏名, 続柄, 被扶養者の氏名, 続柄, 被扶養者の氏名, 続柄. Includes entries for 機構 奨子 (妻) and 機構 二郎 (子).

※被扶養者の人数が記載された、奨学生本人の所得証明書類(原本)の提出が必要です。

② 760,000 円

◆控除額: 被扶養者1人につき38万円控除。 38万円×被扶養者数(表に記入した人数) [2]人 = ②に記入。

③ 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助 ※親を奨学生本人の被扶養者としている場合は、②へ記入してください。

Table with 7 columns: 父母の氏名, 続柄, 父と母が同居・別居(*1), 年間収入(*2), 父母が生活保護を受給しているかの有無(*3), 父・母どちらかを記入できない場合はその理由(離婚・死別等)【注】父・母どちらかが未記入であり、この理由欄も未記入の場合は審査できない場合があります。 親へ援助している金額(年間)

(*)1 父と母が、同居している場合は、父母両方の欄を記入し、収入(所得)の多い方の所得証明書を提出してください。
(*)2 父・母が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生が父・母と同居の場合)、③の控除は認められません。
父・母が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生が父・母と別居の場合)、③の控除は認められません。
(*)3 父・母が、生活保護を受給している場合、③の控除は認められません。

③ 120,000 円

◆控除額: 年間38万円上限(父母別居の場合で各々に援助している場合は1世帯につき年間38万円(合計76万円)を上限)として実費を控除。
親へ援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、③に記入。
(父と母が別居の場合でそれぞれに援助している場合は、親へ援助している金額(表の右端列)と76万円のうち、金額の低い方を、③に記入。)

④ 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族(2親等以内で配偶者・子を除く)への援助

※親への控除に加えて援助が必要な場合のみ記入できます。対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、②へ記入してください。

Table with 7 columns: 援助の受領者氏名, 続柄, 父母との同居・別居(*4), 年間収入(*5), 生活保護を受給しているかの有無(*6), 学生であるかの有無(*7), 援助している金額(年間)

※援助の受領者の所得証明書を提出してください。
(*)4 援助の受領者が、父・母と同居している場合は、④の控除は認められません。
(*)5 援助の受領者が、収入150万円(所得100万円)を超える場合(奨学生と同居の場合)、④の控除は認められません。
援助の受領者が、収入230万円(所得150万円)を超える場合(奨学生と別居の場合)、④の控除は認められません。
(*)6 援助の受領者が、生活保護を受給している場合、④の控除は認められません。
(*)7 援助の受領者が、兄弟姉妹の場合、学生でなければ④の控除は認められません。

④ 120,000 円

◆控除額: 年間38万円を上限として、実費を控除。 援助している金額(表の右端列)と38万円のうち、金額の低い方を、④に記入。

⑤ 奨学生本人にかかる医療費 ※奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費支払申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
医療費支払申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、⑤に記入。

⑤ 0 円

⑥ 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費 ※奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であることが条件です。

※診断書、診断書に該当する医療機関等の領収書、医療費補助申告書(所定用紙)の提出が必要です。

◆控除額: 年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除。
医療費補助申告書(所定用紙)の「負担する金額」の合計と96万円のうち、金額の低い方を、⑥に記入。

⑥ 0 円

⑦ 「災害」事由で願ひ出る場合の控除経費

※奨学生本人が支払ったことがわかる書類(ローン明細書のコピー、修理または購入領収書のコピー)の提出が必要です。

◆控除額: 奨学生本人名義、または支払い者が本人の場合の住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費の年間支出額を控除。
奨学生本人が支払ったことを証明する、ローン明細書・領収書のコピー等の年間合計額を、⑦に記入。

⑦ 0 円

⑧ 減額返還を願ひ出る場合の控除 ※減額返還を願ひ出る場合のみ記入可。

◆控除額: 奨学生本人が子を3人以上扶養している場合は一律300万円控除 控除額300万円を、⑧に記入。
◆控除額: 奨学生本人が子を2人扶養している場合は一律200万円控除 控除額200万円を、⑧に記入。
◆控除額: 上記以外の場合は一律100万円控除 控除額100万円を、⑧に記入。

⑧ 0 円

⑨ 控除後の年間収入(年間所得)金額 ① - ② - ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ =

※①が収入300万円(所得200万円)以下になった場合に限り、減額返還願・猶予願を提出することができます。
(①が収入300万円(所得200万円)を超える場合、申請しても承認されません。)

⑨ 収入 2,955,000 円
所得 2,955,000 円

※左記①～⑧の控除の申請には、証明書の提出が必要です。

※各控除の申請に必要な証明書・申請条件等については、②裏面をご確認ください。